

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第57号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年5月10日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成21年5月7日付けで申請された「林地開発許可申請書及び国定公園指定解除した関係書類伺い含む 南部総合県民局農林水産部（美波）那賀庁舎」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年5月23日、実施機関は、本件請求に係る公文書として、「林地開発許可について（〇〇）」を特定し、当該公文書のうち条例第8条第1号及び第2号に該当する情報を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年6月12日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成31年2月19日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には、「あるべき書類（同意書）がない」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には、「「徳島県公開条例第12条1項の規定により次のとおり部分公開と決定した」が、、、県は、あるべき書類を隠した枉法行為を確認した」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 林地開発許可申請書に添付されているはずの同意書がないとの審査請求であるが、開発行為施行同意書（以下「同意書」という。）については、公文書部分公開決定通知書に添付されている別紙により公開しないこととした部分の概要及び理由が記載されている。
- 2 同意書とは、開発許可申請地内の所有権、地上権等の利害関係者が、許可を受けようとする者に対して、開発行為を行うことについて、どのように同意するか否かの書面であり、個人の所有権等がどのように取り扱われているか判別できる書類であり、これを公開すれば、個人の権利利益を著しく損なうおそれがあるため公開しないこととしている。

また、申請者（開発事業者）についても、開発行為に関する権利の情報が記載されており、当該法人の競争上の地位や正当な利益を害するおそれがあるため公開しないこととしている。

なお、同意書の様式については、有意の情報が記録されていないと認められるので添付されていない。また、様式については、県のホームページで既に公開されている。

- 3 そのため、同意書については、条例第8条第1号及び第2号に該当するため公開しないこととしている。
- 4 審査請求人においては、あるべき書類（同意書）がない。あるべき書類を隠した、違法行為を確認したとあるが、公文書部分公開決定通知書に添付されている別紙により、同意書については、公開しないこととし、その理由が記載されている。
- 5 以上により、条例第8条第1号及び第2号に該当する情報については、非公開とし、その他の情報は公開した。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
平成31年2月19日	諮問
令和6年5月28日 第1部会（第11回）	審議
同年 6月25日 第1部会（第12回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

- 1 本件事案において審査の対象となる公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を「林地開発許可について（〇〇）」と特定して本件処分を行っている。

審査請求人は、あるべき文書として、同意書がない旨主張しているが、同意書は実施機関が特定した公文書の中に含まれているから、公文書の特定については争いがなく、同意書が非公開とされたことを争っているものとして、以下、実施機関が同意書を非公開したことの妥当性について検討することとする。

2 条例の規定について

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とし、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開とすることを規定している。

ア 特定の個人を識別することができる情報（イを除く。）

個人の氏名、生年月日及び住所等の、それだけで特定の個人を識別することができる情報をいう。

イ 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報

ア以外の記述等であっても、単独では必ずしも特定の個人が識別され得るとはいえないが他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得ることとなる場合には、当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。

ウ 特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報

公文書の中には、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、特定の個人を識別することはできないが個人の人格に密接に関連するものや、公にすることにより個人の正当な利益を害するおそれのあるものがあることから、これらの情報も補充的に非公開情報として規定したものである。

(2) 条例第8条第2号について

条例第8条第2号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

同号の「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を

営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。

「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断する必要があるが、その例としては、経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、事業者の意思にかかわらず公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるものが考えられる。

3 実施機関が非公開とした部分の非公開情報該当性について

(1) 個人に関する情報について

実施機関が非公開とした同意書は、土地の権利を有する者が個人である場合、当該個人の住所、氏名、土地の所在地、地目、面積及び権利の種類並びに同意書の作成日が記載されている。

これらの情報は、いずれも、それだけで特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当するものと認められる。

また、開発行為に同意することは、個人の内心に関する事項であり、個人が同意書に記載した内容は、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められる。

(2) 法人に関する情報について

実施機関が非公開とした同意書は、土地の権利を有する者が法人である場合、当該法人の所在地、名称及び代表者の氏名、土地の所在地、地目、面積及び権利の種類並びに同意書の作成日が記載されている。

開発行為に同意することは、法人の経営上の判断に属する事項であり、法人が同意書に記載した内容は、当該法人の意思にかかわらず公開することにより、当該法人の自律性への不当な侵害となるおそれがある情報と認められる。

(3) その他の情報について

同意書には、(1)及び(2)のほかに、同意書の様式自体が含まれるが、このような情報は社会通念上公開しても意味がなく、(1)及び(2)を非公開とすれば、残りの部分には有意な情報が記録されていないものと認められるため、条例第9条第1項ただし書に該当する。

したがって、同意書全体を非公開としたことについての実施機関の説明に特に不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	